

2021年5月11日

都道府県ライフセービング協会
J L A加盟ライフセービングクラブ
ライフセーバー 各位

J L Aメディカルダイレクター
J L A救助救命本部
J L Aアカデミー本部

新型コロナウイルス感染症に対する ライフセーバーの水浴場監視救助活動ガイドライン 2021

2020年、WHO（世界保健機関）が新型コロナウイルスの感染拡大がパンデミック＝世界的大流行になったと宣言し、2年目に入りましたが、今なおその感染は終息してはいません。

国内では新年度を迎え、ワクチン接種も始まる一方で第4波が襲来し、また変異型が増加の傾向を見せている現在、今年の水浴場の開設に関しては多くの困難に直面しています。

もし感染の勢いが改善した場合でも、新型コロナウイルスの感染問題は今後私たちの生活から切り離すことができないものとして考える必要があります。事態が好転し、水浴場等で監視救助活動を行う場合は、水辺利用者ならびにライフセーバー自身の安全を確保するために、本ガイドラインに沿って活動してください。

記

1. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインはこの1年間のエビデンスの蓄積に加え、2020年版のガイドラインに対するアンケート結果をもとに、さらにバージョンアップした内容になっています。

コロナ禍にあっては、いついかなるときも新型コロナウイルス感染症疑い傷病者との接触が想定されることには変わりはありません。本ガイドラインは、監視救助活動に関する行動要領、感染防止対策等を示すことで、水辺利用者ならびにライフセーバーの安全確保に万全を期すものです。

本ガイドラインは、特定警戒都道府県内だけでなく、全国の水浴場を対象とします。ただし、活動する海水浴場等の諸条件、監視体制などによって実施できる感染対策は異なると考えます。本ガイドラインを参考に最善の監視救助活動を行ってください。

2. 感染予防策の強化

- (1) 監視救助活動以外の日常生活でも、感染防御を念頭におき生活することは重要です。すなわち国の専門家会議の示した『3密』といわれる、
 - ・換気の悪い密閉空間

- ・多くの人が密集
- ・近距離での会話や発生（密接）

を避けることです。そして、これらに対して、

- ・換気を行う（できれば2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・人との密度を下げる（人との距離を1～2メートル開ける）
- ・近距離での会話や発生を避ける（マスクを着用する）

を日常的に心がけ、励行してください。

- (2) 新型コロナ感染症は、典型的な症状*を有さない、一見、無症状な者も感染していることから、すべての傷病者に対してコロナ感染を有するものと仮定して行動すべきです。したがって監視救助活動の安全性をより高めるために、感染予防策として、フェイスシールドやマウスシールド、ネックゲイター等ではなく、サージカルマスク、目の保護具（サングラス、ゴーグル等）、グローブ（ディスポーザブル手袋等）、ガウン（医療用ガウン、ビニールエプロン等）の着用を基本とし、活動内容に応じて適切な感染予防を行ってください（別記1,2参照）。

*初期症状としては、インフルエンザやいわゆる『かぜ』症状のようなもので、発熱、倦怠感、せきなどが多いと言われています。

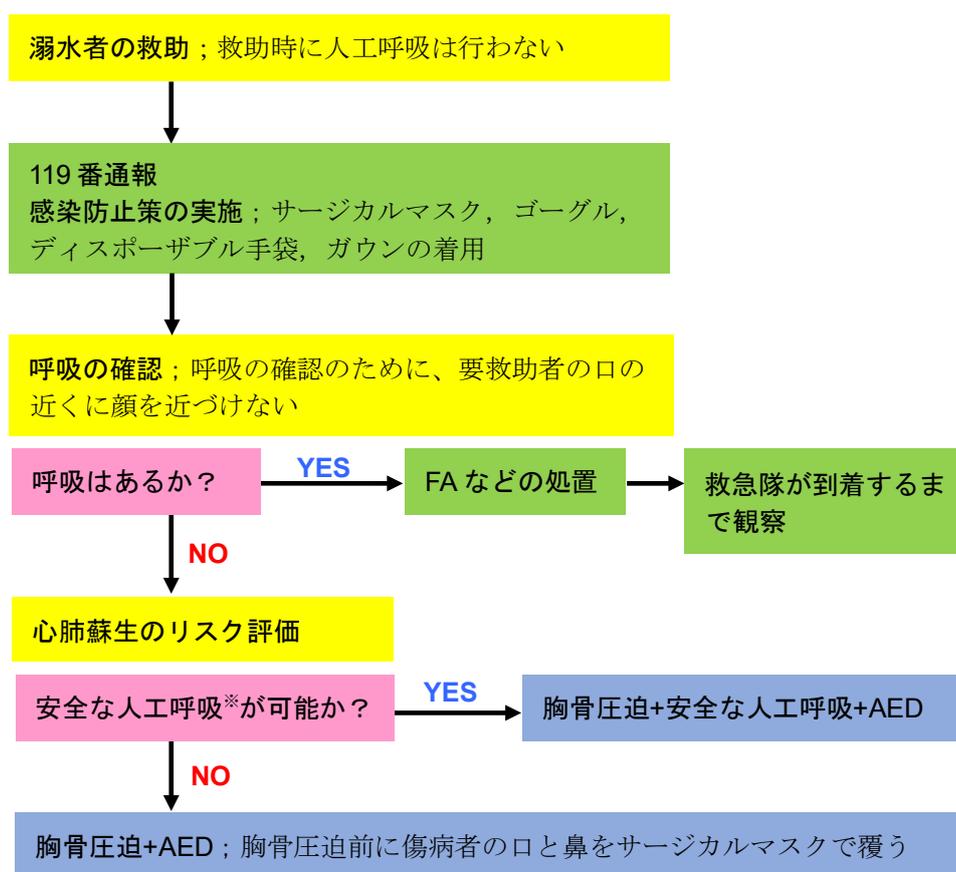
- (3) 専門家会議の示した対策に倣い、ライフセーバー間、ライフセーバーと水辺利用者（要救助者、傷病者）間の距離は常に2m程度確保し、監視本部や救護所内での活動では密閉、密集、密接を回避し、換気を心掛けてください。これらの対応策はクラスター発生予防の上でも重要です。
- (4) 活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い、ライフセーバー自身が感染するなど、感染媒体とならぬよう感染予防を徹底してください。さらに食事をとるときは一人で食事をする（孤食）、話をしながら食事をしない（黙食）を心掛けてください。
- (5) 活動期間中に宿舎を使う場合は、こまめな手洗いやうがい、消毒、マスク着用、部屋割りの細分化、定期的な換気等、3密（密閉、密集、密接）を避けるよう徹底してください。

3. 監視救助活動に対する行動要領

- (1) 別記1,2のとおり対応してください。感染防御は大切です。救助活動が遅れないように、感染防御策の実施は迅速かつ確実に行えるように習熟してください。
- (2) 心停止傷病者に対して、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行うことを基本とします（ハンズオンリーCPR）。人工呼吸は行いません。胸骨圧迫はエアロゾル発生につながるため、胸骨圧迫前に傷病者の口と鼻を、基本的にはサージカルマスクで覆い、極力エアロゾルの拡散を防いでください。傷病者にサージカルマスクを装着する際は感染防止に十分注意してください。

- (3) 感染のリスクを考え、(2) で述べたように、心停止傷病者に対する人工呼吸は推奨しませんが、バックバルブマスク（以下 BVM）による人工呼吸は、取り扱いに熟練した者が 2 名以上いる場合、かつ HEPA フィルター付き BVM が用意できる場合に限りその使用を許容します。なお、マスクフィットを確実に行ってください。

マウス to マスクによる人工呼吸（フィルター付きポケットマスクと頭部ストラップを使用）は、傷病者と救助者の顔が至近になるため、今年度は推奨しません。ライフセーバー自身の感染を防御する上で、安全な方法で人工呼吸を行えない場合は、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行ってください。



※安全な人工呼吸の方法

2 人の救助者による HEPA フィルターを用いた BVM による人工呼吸。BVM による人工呼吸は、JLA では取り扱いに熟練した者が 2 名以上いる場合に限りその使用を許容します（平成 31 年 2 月 2 日「バックバルブマスクの使用について」JLA ガイドライン参照）。マスクフィットを確実に行ってください。熟練者が 2 名以上いない場合は、胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行ってください。

図-1 Covid-19 感染危機下における CPR アルゴリズム

- (4) ライフセーバーの感染防止策の一環として、救助、救護活動中のライフセーバーとは別のライフセーバーを活動現場近傍に配置し、感染管理を行うことを推奨します。
- (5) 傷病者自身や傷病者の家族、近しい友人等に新型コロナウイルス感染症の疑いがある人がいるか確認してください。CPR を実施する場合は、開始前に傷病者の関係者に確認して

ください。後日、要救助者や傷病者に新型コロナウイルス感染症の疑いがでた場合は、ライフセーバー（監視本部）に連絡するよう依頼してください。

- (6) 救急搬送される傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、119番通報時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であることを確実に伝達してください。
- (7) 病院搬送後の傷病者が新型コロナウイルス感染症であることが判明した場合は、医療機関からライフセーバー（監視本部）に連絡をもらえる体制を整えてください。
- (8) ライフセーバーが接触した要救助者、傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いのあることが判明した場合は、ライフセーバーも疑似症患者として取り扱われる可能性もあることから、直ちに最寄りの保健所等に連絡するとともに、遅延なく地方自治体や雇用者などに報告し、その後の対応について連携してください。また、新型コロナウイルス感染症は、JLA認定ライフセーバー資格登録者に付帯される感染見舞金補償保険の補償対象になります。感染が発覚した場合は、JLA事務局、所属する都道府県協会に速やかに連絡してください。

4. 資器材等の消毒

- (1) 平時からライフセーバーの管理する資器材は、使用後に消毒など必要な管理をされていると思いますが、各資器材の使用後の消毒方法は、すべての事案において**別記1,2**に準じるとともに、消毒未実施がないようライフセーバー相互に確認し、確実に行ってください。
- (2) 救助救護活動で接触した傷病者が、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合（後日判明した場合も含む）には、雇用主などに報告するとともに、最寄りの保健所に連絡し、救護所施設及び各資器材の消毒などについて相談してください。
- (3) 次亜塩素酸ナトリウムは入手しやすい消毒液ですが、金属には適しません。金属部分の消毒は消毒用エタノールが有効です。必要に応じて雇用主及び県や市町村などに相談して準備してください。

5. 健康管理

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者を扱ったことが判明した場合は、各所属するクラブが、保健所等の指示や助言を得ながら、対応したライフセーバーの健康管理を徹底してください。
- (2) 監視救助活動中は、特に免疫力の低下を防止するため、十分な睡眠などライフセーバーの健康管理を徹底してください。

- (3) 風邪の症状や発熱がある場合は活動を止め、休んでください。発熱が数日続く、倦怠感や呼吸困難、嗅覚障害、味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにライフセービング活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。

6. 個人防護具 PPE :Personal Protective Equipment

個人防護具（以下、PPE）は感染を完全に防げるわけではありませんが、正しく装着、離脱することで感染リスクを低下することができます。ライフセーバーの活動中において推奨するPPEを表-1に示します。

FAやCPRのために傷病者に接触する際は、サージカルマスク、目の保護具（サングラス、ゴーグル等）、グローブ（ディスポーザブル手袋等）、ガウン（医療用ガウン、ビニールエプロン等）を着用し、また活動中に誤って離脱することのないよう十分留意してください。

マスクの着用は熱中症に十分注意してください。人が少なく、砂浜など開放されている場所においてはマスクを着用しなくても構いません。

表-1 活動中に必要な個人防護具

場所や活動内容	マスク	目の保護具	グローブ	ガウン
監視本部, 救護所	○	▲*2	▲*1	
監視台	▲*1	○*2	▲*1	
パトロール	▲*1	○*2	▲*1	
レスキュー		▲*3		
FA	○	○	○	○
CPR	○	○	○	○

○；着用，▲；状況に応じて着用

*1 利用者との接触時には着用

*2 サングラス可

*3 必要に応じてスイムゴーグルや水中マスク等を装着

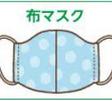
(1) マスク

マスクの種類はいろいろありますが、吐き出し飛沫量と吸い込み飛沫量の両方をみた場合に、感染予防にはサージカルマスク（不織布）が吐き出し飛沫，吸い込み飛沫，両方をブロックする率が高く、感染予防上一番効果が高いとされています。傷病対応の時はサージカルマスクを基本的に使用してください。

布マスクは吐き出し飛沫はブロックできますが、吸い込み飛沫のブロック効果は半減します。ウレタンマスクは吐き出し飛沫のブロック効果は低下し、吸い込み飛沫ブロックはさらに効果が低下します。

フェイスシールド、マウスシールドは、単体では吐き出し、吸い込みの両方ともブロック効果は期待できません。これらのマスクの特性を良く知ったうえで、適切に使用してください。

■ マスクやフェイスシールドの効果 (スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果)

対策方法	マスク			フェイスシールド	マウスシールド	なし
						
						
	効果:大 ←					→ 効果:小
	吐き出し飛沫量					
	20%	18-34%	50%*2	80%	90%*2	100%
	吸い込み飛沫量					
	30%	55-65%*2	60-70%*2	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)		100%

*2 豊橋技術科学大学による実験値

出典；国立大学法人豊橋技術科学大学；令和2年度第3回定例記者会見，
Press Release，2020年10月

(2) 目の保護具

ゴーグルやサングラスは，眼に傷病者の飛沫が飛び，眼からの感染を防ぐのが目的です．また，自分の手が汚染されているときに安易に眼をこすったりしないよう注意をしてください．

(3) ガウン

CPRやその他の処置のために傷病者と至近距離にある場合は，基本的にガウンを着用してください．医療用ガウンは不織布製ですが，安価なビニール製のガウンでも感染防御上支障ありません．ガウン着脱の要領も予めよく習熟しておいてください．

(参考) 医療用ガウン・防護服の種類

	サージカルガウン (不織布)	アイソレーションガウン		防護服 (不織布)
		(不織布)	(プラスチック)	
イメージ				
用途	手術室等で使用。滅菌済。	医療の現場で使用 感染防護として診察、簡易な処置等の際に幅広く利用。未滅菌。		主に廃棄物処理、原子力発電所、 感染現場消毒等 に使用。
必要な規格	アメリカAAMI ※ 厚労省ではレベル2以上を調達	特になし		JIS T8115 ※ 感染症対策として適している規格は「タイプ3～6」
備考	規格適合が確認できないと医療現場での利用が困難	①撥水性があり、②長袖で袖口がすぼんでおり、③前面が覆われ開口部がなく、④着脱が容易（後ろがひも状である等）であれば新型コロナウイルス対応の現場で使用可能。		全身をカバーするが、着脱が容易ではないため、長時間の作業時に使用

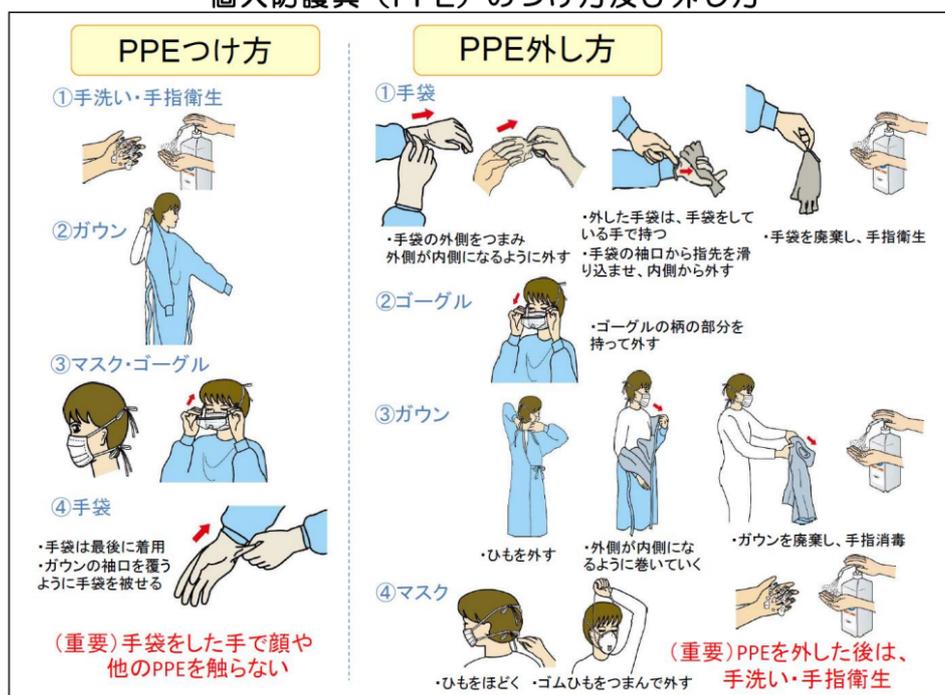
出典；一般社団法人 日本経済団体連合会；医療現場支援のための防護服，医療用ガウン代替品の提供のお願い，2020年4月

(4) PPE 着脱の注意点

飛沫暴露含む体液などが付着したユニフォーム，サージカルマスク，目の保護具，グローブ，ガウンの離脱時は，感染暴露を起こしやすいことから，十分に注意してください．

基本的な離脱方法は、傷病者に接触する外側を、脱ぐときに触らずに内側に丸め込みます。着脱の要領については Web で公開されている動画等も参考にしてください。

個人防護具（PPE）のつけ方及び外し方



出典：田辺正樹，新型コロナウイルス発生時の医療機関における感染症対策について（一部抜粋加工）

出典；姫路市；新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイント，2020年6月，

7. その他

- (1) 必要な感染防止物資（PPE，消毒液など）の確保について，予め県や市町村，海水浴場開設者，雇用主などに相談してください。
- (2) 傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合の対応について，予め救急隊，地域の医療機関と協議しておくことを推奨します。
- (3) 活動にあたり，ライフセーバー本人の同意（未成年者を含む学生が活動する場合は保護者，必要に応じて学校の同意）を得てください。
- (4) 有事が発生した活動現場などにおいて，ライフセーバーの会話などから，関係者から知り得た情報が第三者に漏洩することのないよう，プライバシーの保護を含め情報管理を徹底してください。
- (5) 新型コロナウイルスに関する一般相談があった場合は，新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口（新型コロナコールセンター）や最寄りの保健所に連絡するよう案内してください。
- (6) 本ガイドラインは社会情勢の変化により，適宜修正を行っていきます。

別記1 監視活動

監視活動中の行動要領を以下に示します。

基本	<ul style="list-style-type: none">・活動する地域の新型コロナウイルス感染症の関連情報を収集し、継続的に活動可否の判断を行ってください。・活動中はこまめにうがいや手洗い、消毒を適切に行い、ライフセーバー自身が感染するなど、感染媒体とならぬよう、感染予防を徹底してください。
活動開始	<ul style="list-style-type: none">・1日の監視活動を開始するにあたり、ライフセーバーは手をよく洗い、体温を確認し、十分な体調管理を行ってください。・発熱がある場合や、本人の主訴に倦怠感等が起きた場合、呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がでた場合は、直ちにライフセービング活動を止め、最寄りの医療機関や保健所等に相談してください。・新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて設備、資器材の消毒※1を行ってください。
監視本部	<ul style="list-style-type: none">・監視本部内及び救護所内では、ライフセーバー間での感染防止のためサージカルマスクを着用してください。・監視本部内及び救護所が密閉されている場合は、窓を開け、換気扇等を使用して、常時、室内の換気を行ってください。
監視台	<ul style="list-style-type: none">・利用者との接触時には、サージカルマスク、目の保護具（サングラス）、ディスポーザブル手袋を着用してください。また、海水浴場として開設されている場合で、人が少なく、利用者との距離が十分確保されている砂浜など開放されている場所においては、マスクを着用しなくても構いません。・監視台には最小人数の配置とし、ライフセーバー間の距離を2m程度保ってください。・監視台にスペースがある場合でも、監視台上には1名とすることを推奨します（他のライフセーバーは監視台下に配置）。
パトロール	<ul style="list-style-type: none">・利用者との接触時には、サージカルマスク、目の保護具（サングラス）、ディスポーザブル手袋を着用してください。・最小人数で実施してください。・パトロール中のライフセーバー間の距離を2m保ってください。
活動終了	<ul style="list-style-type: none">・1日の監視活動を終了するにあたり、各ライフセーバーの体温を確認し、十分な体調管理を行ってください。・新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じて設備、資器材の消毒※1を行ってください。

※1 消毒；設備や各資器材の消毒は、金属部分については消毒用エタノールで清拭し、その他の部分については次亜塩素酸ナトリウム0.05%（汚染部分は0.5%）で清拭する。

別記2 救助活動

救助活動中の行動要領を以下に示します。

2-1 Preventive Action 意識のある要救助者の救助

基本	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染リスクの少ない救助方法を選択してください。 ・救助時のサージカルマスク、フェイスシールド等の着用については、救助者の安全確保の観点から推奨しません。ただし、必要に応じて目の保護具（スイムゴーグルや水中マスク）を着用するなど、安全に装着できる保護具は積極的に使用してください。
ボードレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・要救助者に接近したら、ライフセーバーはボード中央よりテール側に座し、ノーズ側のストラップに要救助者を捕まらせる等して、要救助者との距離を十分とってください。 ・要救助者が自らの力で浜に帰還できる場合は、ライフセーバーは要救助者の風上側に2 m程度離れて付き添いながら浜に戻ってください。 ・波が静穏で、要救助者が浮力体を身につけている場合は、ボードのテール側に結び付けたロープで牽引して浜に戻ってください。 ・波が高い場合は、通常通り、ボードに要救助者を乗せて浜に戻ってください。 ・浜に到着後、要救助者とともに監視本部へ向かう際は、要救助者との距離を十分とってください。
チューブレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・要救助者に接近したら、要救助者との距離を十分とってチューブを要救助者に渡してください。 ・要救助者の背後からアプローチして金具を留め、通常通り、チューブで要救助者を引っ張って浜に戻ってください。 ・浜に到着後、要救助者とともに監視本部へ向かう際は、要救助者との距離を十分とってください。
IRBレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・IRB上のドライバー、クルーと要救助者との間隔を十分とるように留意してください。
PWCレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・意識あり要救助者のセカンドシートへの乗船は避け、レスキュースレッドに捕まらせて搬送してください。
引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・浜に到着後、要救助者の搬送等が必要な場合は、浜に待機しているライフセーバーが対応してください（救助後のレスキューアは呼吸が荒いため）。 ・待機のライフセーバーは、サージカルマスク、目の保護具（サングラス、ゴーグル等）、ディスポーザブル手袋を着用してください。 ・要救助者にサージカルマスクを着用させてください。 ・関係者に協力を依頼する場合は、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋を渡し着用させてください。
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフセーバーは要救助者に直接接触した自身の体表をよく洗い、新しいディスポーザブル手袋と交換してください。 ・使用した救助資器材を消毒※1してください。 ・必要に応じて、飛沫暴露含む、要救助者の体液などが付着したパトロールユニフォームを着替えてください。 ・ユニフォーム、目の保護具、マスク、ディスポーザブル手袋等の離脱時は、感染暴露を起しやすいため、十分に注意してください。 ・飛沫暴露を含む体液などが付着したユニフォーム、目の保護具、マスク、ディスポーザブル手袋等を廃棄する場合は、医療用産業廃棄物として処理しなければならない場合があります。廃棄の方法（専用容器を使用し、医療用産業廃棄物処理業者に依頼する等）について雇用主や県、市町村などに確認してください。

2-2 Emergency Care 意識のない要救助者の救助

基本	Preventive Action と同様.
ボードレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助者に接近し、意識がないことを確認したら、通常の方法で直ちに要救助者の手首をつかみ、ロールしてボードに乗せてください。 ・ <u>海上での呼吸の確認や吹き込みは行いません。</u> ・ 要救助者をボードに乗せたら直ちに浜に戻ってください。
チューブレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要救助者に接近し、意識がないことを確認したら、通常の方法で直ちに要救助者にチューブを巻き付け、浮力を確保してください。 ・ <u>海上での呼吸の確認や吹き込みは行いません。</u> ・ チューブで要救助者を引っ張って直ちに浜に戻ってください。
IRBレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ IRB上のドライバー、クルーと要救助者との間隔を十分とるように留意してください。 ・ 十分な感染防止対策ができないため、<u>原則IRB上でのCPRは行いません。</u>
PWCレスキュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ クルーはマスク、スイムゴーグルを着用の上、要救助者をレスキュースレッドに伏臥位（うつ伏せ）の状態にし、背後から覆い被さるようにして要救助者の身体を保持し搬送してください。
引継ぎ	Preventive Action と同様.
終了	Preventive Action と同様.

2-3 BLS 心肺蘇生

基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフセーバーはサージカルマスクと目の保護具（サングラス、ゴーグル等）、ディスポーザブル手袋、ガウンの着用に努めてください。 ・ 感染リスクを最小限にするため、最少人数のライフセーバーで対応してください。 ・ 可能な限り傷病者との直接的な接触は避けてください。 ・ 救急搬送する傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、<u>119 番通報時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であることを確実に伝達</u>してください。 ・ 関係者に搬送支援など依頼する場合は、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、ガウン等を渡し着用させてください。
反応の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者から 2 m 程度離れた位置から声を掛け、次に近づき、肩を叩いて意識を確認してください。
心肺停止の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>呼吸による口や胸の動きと脈拍の触知で確認してください。</u> ・ 傷病者の口元に顔を近づけた呼気の観察は行いません。
CPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>胸骨圧迫のみで心肺蘇生を行うことを基本とします（ハンズオンリーCPR、人工呼吸は行いません）。</u> ・ 胸骨圧迫前に傷病者の口と鼻をサージカルマスクで覆い、極力エアロゾルの拡散を防いでください。 ・ 胸骨圧迫開始前に傷病者の頭部の近くに人がいないことを確認してください。 ・ <u>BVM使用に熟練した2人以上の救助者がいて、HEPAフィルターを用いたBVMがある場合には、心肺停止傷病者に対して、胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生を許容するものとして</u>ます。マスクフィットを確実に行ってください。

	<p>海浜等でCPRを実施する場合は、風（風速、風向）に注意してエアロゾル拡散防止に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔内の異物除去は、必ずディスポーザブル手袋を着用して行ってください。異物除去の際、傷病者の気道分泌液、体液等の接触には特に注意してください。万一、気道分泌液、体液等に触れてしまった場合は、その都度、接触した体表等を次亜塩素酸ナトリウム（0.5%）等で消毒し、新しいディスポーザブル手袋と交換してください。ただし、ライフセーバーの人数が少なく、この行為によって胸骨圧迫中断時間が長くなってしまう場合は、異物除去を行わず胸骨圧迫を続けてください。 ・ 実施場所が屋内の場合は、窓を開け、換気扇等を使用して室内の換気を行ってください。
AEDの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常と同様に直ちにAEDを使用してください。
救急隊への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者記録票に必要事項を記入して救急隊に渡してください。 ・ 傷病者が新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合は、その旨を可能な限り早期に救急隊に伝達してください。
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフセーバーは要救助者に直接触れた自身の体表をよく洗い、傷病者対応時のマスクとディスポーザブル手袋を次亜塩素酸ナトリウム（0.5%）等で消毒し、新しいディスポーザブル手袋と交換してください。 ・ 使用した救助資器材を消毒※1してください。 ・ 必要に応じて飛沫暴露含む、要救助者の体液などが付着したパトロールユニフォームを着替えてください。 ・ ユニフォーム、マスク、目の保護具、ディスポーザブル手袋、ガウン等の離脱時は、感染暴露を起こしやすいことから、十分に注意してください。 ・ 飛沫暴露を含む体液などが付着してしまったユニフォーム、目の保護具、マスク、ディスポーザブル手袋、ガウン等を廃棄する場合は、医療用産業廃棄物として処理しなければならない場合があります。廃棄の方法（専用容器を使用し、医療用産業廃棄物処理業者に依頼する等）について雇用主や県や市町村などに確認してください。

2-4 First Aid 応急手当

基本	BLS と同様。
傷病の観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者から 2 m 程度離れた位置から症状を確認してください。
応急手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り傷病者の顔に近づかず、手当を行ってください。 ・ 傷病者にサージカルマスクを着用させてください。
救急隊への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者記録票に必要事項を記入して救急隊に渡すとともに、傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは感染の疑いのある傷病者であることを確実に救急隊に伝達してください。
終了	BLS と同様。

※1 消毒；設備や各資器材の消毒は、金属部分については消毒用エタノールで清拭し、その他の部分については次亜塩素酸ナトリウム 0.05%（汚染部分は 0.5%）で清拭する。

参考資料

一般社団法人日本蘇生協議会；ILCOR COSTR 心停止傷病者から救助者へのCOVID-19 感染リスク，令和2年4月14日，<https://www.japanresuscitationcouncil.org/ilcor>国際コンセンサス-covid-19関係/

一般社団法人日本臨床救急学会；新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応について（消防機関による対応ガイドライン），令和2年4月27日，https://jsem.me/news/post_3.html

国際蘇生連絡委員会（ILCOR）；COVID-19：Practical Guidance for Implementation，<https://www.ilcor.org/covid-19>

アメリカ心臓協会（AHA）；Interim CPR guidelines address challenges of providing resuscitation during COVID-19 pandemic，https://newsroom.heart.org/news/interim-cpr-guidelines-address-challenges-of-providing-resuscitation-during-covid-19-pandemic?fbclid=IwAR0-1K1osNsb_m_h1DBC36KixeNoXhXiCsdZXgJtT-toy5-dj3UJHWFBCnc

厚生労働省；新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について（指針），令和2年5月21日，<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022.html>

The International Life Saving Federation；IDRA-ILS-IMRF joint Position Statement: Resuscitation of the drowned person in the era of COVID-19 disease, June 2020，<https://www.ilsf.org/2020/06/05/idra-ils-imrf-joint-position-statement-resuscitation-of-the-drowned-person-in-the-era-of-covid-19-disease/>

The International Life Saving Federation；Reduced Lifeguard Coverage due to Covid-19, Lifesaving Position Statement - LPS 20,May 2020，<https://www.ilsf.org/wp-content/uploads/2020/05/LPS-20-Reduced-Lifeguards-in-the-COVID-19-Pandemic.pdf>

国立大学法人豊橋技術科学大学；令和2年度第3回定例記者会見，Press Release，2020年10月15日，<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf>

一般社団法人日本経済団体連合会；医療現場支援のための防護服，医療用ガウン代替品の提供のお願い，2020年4月24日，<http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0424.html>

姫路市；新型コロナウイルス感染症を踏まえた姫路市避難所運営のポイント，2020年6月，<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000014/14350/10shingatacoronahinanijyoueinopointo.pdf>

公益財団法人日本ライフセービング協会；2020年夏季パトロール活動新型コロナウイルス感染症対策関連 事後アンケート，2021年4月

問合せ先

公益財団法人日本ライフセービング協会 事務局
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 トップスビル 1F 担当 中山，佐藤
TEL 03-3459-1445 FAX 03-3459-1446
e-mail info@jla.gr.jp